

平成十四年三月二十九日受領
答 弁 第 二 二 九 号

内閣衆質一五四第二九号

平成十四年三月二十九日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 綿貫民輔殿

衆議院議員山田敏雅君提出広島大学附属福山中学校の入試における第二次試験（抽選）の制度の廃止に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員山田敏雅君提出広島大学附属福山中学校の入試における第二次試験（抽選）の制度の廃止に関する質問に対する答弁書

国立大学又は国立大学の学部附属して設置される学校（以下「附属学校」という。）は、通常の学校としての教育を行うほか、国立学校設置法施行規則（昭和三十九年文部省令第十一号）第二十七条の規定により、「その附属学校が附属する国立大学又は学部における児童、生徒又は幼児の教育又は保育に関する研究に協力し、及び当該国立大学又は学部の計画に従い学生の教育実習の実施に当たる」ものとされていることを踏まえ、昭和四十四年十一月六日の教育職員養成審議会の「国立の教員養成大学・学部の附属学校のあり方について（建議）」においては、附属学校の「普通学級は、教育研究および教育実習のいずれの観点からも、教育上特別の取り扱いを必要とする児童・生徒を除き、できる限り素質・能力や家庭環境等が多様な児童・生徒をもって編制するように努める必要があり、その「入学者選抜にあたっては、まず、素質・能力等の関係で教育上特別な取り扱いを必要とする児童・生徒を除くためのテスト、面接等を行ない、その結果、なお志願者が定員を上回る場合には、抽せんによって合否を決定する」ものとされた。

文部科学省は、この建議の趣旨に沿って入学者選抜が行われるよう指導しており、これを受け、各附属学

校は、その実情に応じて入学者の選抜方法を決めているところ、現在、御指摘の広島大学附属福山中学校を含め、国立大学又は国立大学の学部附属して設置されている中学校のほとんどが、テスト、面接等と抽選の組合せにより入学者選抜を行っている。このような選抜方法は、右に述べた附属学校の役割等に合致した適切なものであると考えている。

なお、附属学校の入学者選抜方法については募集要項等において事前に公表されており、小学校を卒業する見込みの者やその保護者は、これを踏まえて、進学先として入学者選抜方法が異なる国・公・私立のいずれかの中学校を選択することが可能であることから、右に述べたような選抜方法を採用することが、児童の権利に関する条約（平成六年条約第二号）第三条の規定又はその趣旨に反するものとは考えていない。